

肥料取締法施行細則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年十一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十八号

肥料取締法施行細則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第一条 肥料取締法施行細則(昭和二十五年広島県規則第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>肥料の品質の確保等に関する法律 施行細則</p> <p>(登録証の様式)</p> <p>第一条 肥料の登録を受けた者に対して、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)第十条の規定により知事が交付する登録証は、別記様式第一号による。</p> <p>(事故肥料譲渡許可証の様式)</p> <p>第三条 肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和二十五年政令第九十八号)第七条の規定による事故肥料譲渡許可証は、別記様式第二号による。</p> <p>(施用上の注意等の表示義務)</p> <p>第四条 法第四条第一項第七号若しくは同条第三項の規定により知事の登録を受けた普通肥料の生産業者又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定により知事に届け出た指定混合肥料の生産業者は、別表上欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個)に同表中欄に掲げる表示事項を、同表下欄に掲げる表示上の注意に従い表示しなければならない。</p> <p>(届出書類の取扱)</p> <p>第六条 知事は、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)第十条第一項、第十条の二第一項、第十条の三、第二十条又は第二十一条の届出書を受理したときはその副本に別記様式第四号による届出済の証印を押す。</p> <p>別表(第四条関係)</p>	<p>肥料取締法施行細則</p> <p>(登録証の様式)</p> <p>第一条 肥料の登録を受けた者に対して、肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)第十条の規定により知事が交付する登録証は、別記様式第一号による。</p> <p>(事故肥料譲渡許可証の様式)</p> <p>第三条 肥料取締法施行令(昭和二十五年政令第九十八号)第四条の規定による事故肥料譲渡許可証は、別記様式第二号による。</p> <p>(施用上の注意等の表示義務)</p> <p>第四条 法第四条第一項第七号若しくは同条第二項の規定により知事の登録を受けた普通肥料の生産業者又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定により知事に届け出た指定配合肥料の生産業者は、別表上欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個)に同表中欄に掲げる表示事項を、同表下欄に掲げる表示上の注意に従い表示しなければならない。</p> <p>(届出書類の取扱)</p> <p>第六条 知事は、肥料取締法施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)第十条第一項、第十条の二第一項、第十条の三、第二十条又は第二十一条の届出書を受理したときはその副本に別記様式第四号による届出済の証印を押す。</p> <p>別表(第四条関係)</p>

普通肥料の種別 (略)	表示事項 (略)	表示上の注意 (略)
五 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の二の（一）のイ、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（六の項に掲げるものを除く。）	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。	動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができ。
六 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたものは原料事情報等により使用する場合があるもの	この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。	牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができ。
普通肥料の種別 (略)	表示事項 (略)	表示上の注意 (略)
五 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の二の（一）のイ、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（六の項に掲げるものを除く。）	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管し、使用してください。	
六 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第1条関係）

登録証

(略)

登録年月日 年 月 日

登録の有効期限 年 月 日

(略)

肥料の品質の確保等に関する法律第7条第1項の規定により上記のとおり登録する。

年 月 日

広島県知事

注 (略)

改正前

別記様式第1号（第1条関係）

登録証

(略)

登録年月日 平成 年 月 日

登録の有効期限 平成 年 月 日

(略)

肥料取締法第7条第1項の規定により上記のとおり登録する。

平成 年 月 日

広島県知事

注 (略)

様式第2号 (第3条関係)

事故肥料譲渡許可証

(略)

許可年月日 年 月 日

(略)

肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項の規定により上記
のとおり許可する。

年 月 日

広島県知事

注 (略)

様式第2号 (第3条関係)

事故肥料譲渡許可証

(略)

許可年月日 平成 年 月 日

(略)

肥料取締法第19条第2項の規定により上記のとおり許可する。

平成 年 月 日

広島県知事

注 (略)

(広島県行政組織規則の一部改正)

第二条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(農林水産局各課の分掌事務) 第十三条 (略) 農林水産総務課―農業経営発展課 (略) 農業技術課 一―七 (略) 八 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)に関すること。 九―十八 (略) 畜産課―農業基盤課 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(農林水産局各課の分掌事務) 第十三条 (略) 農林水産総務課―農業経営発展課 (略) 農業技術課 一―七 (略) 八 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号)に関すること。 九―十八 (略) 畜産課―農業基盤課 (略) 2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。